

## 水産業の振興に関する提言

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 「水産基本法」に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策をより一層強化すること。  
また、漁港施設の老朽化対策並びに防災・減災対策をはじめとする水産基盤整備の充実強化を図るとともに、十分な予算を確保すること。
2. 漁業管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による水産資源管理をより一層強化すること。  
また、漁業調整の円滑化を図るため、漁業者間の相互理解や協議を強力に促進すること。  
さらに、関係各国との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた国際的な水産資源保護対策を早急に講じること。
3. トドやアザラシ等の海獣により増大する漁業被害について、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填等、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。
4. 漁船漁業の収益性を高めるため、「漁業構造改革総合対策事業」の拡充を図るとともに、実証事業で成果のあがった構造改革の取組を他の漁船に普及拡大するための支援体制を構築すること。  
併せて、共同利用方式による漁船建造等に対する支援制度を拡充すること。
5. 新規漁業就業者の育成を強力に推進するとともに、担い手の確保・育成に必要な財政支援の拡充を図ること。
6. 水産業の経営安定や水産施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策をより一層強化すること。  
併せて、漁業用軽油引取税の免税措置の恒久化並びに農林漁業用輸入A重油に係

る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置を継続するとともに、地球温暖化対策のための税については、漁業者の過重な負担にならないよう万全の措置を講じること。

7．離島地域における漁業者の所得向上及び漁場の生産力の向上等を図るための支援措置を継続的に行うとともに、水産物の島外輸送コストの軽減対策の拡充を図ること。

8．海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、水産関係団体等と連携して我が国の食文化やフグ等の調理法等の情報提供を促進し、水産物の海外市場の拡大を図ること。

9．東日本大震災関係被災地域における水産業及び関連産業の復興のため、被災自治体の実情に応じた災害復旧対策の制度運用を行うとともに、財政支援の一層の拡充を図ること。

また、離島地域における災害復旧事業の実施に当たっては、離島の実勢を反映した設計単価となるよう積算基準等を見直すこと。